でもあることを見ていないと批判し、結局主権は自由自治の国民に帰属するという。 ス議会の例から主権は正理に在るように見えるが、この見解は正理が永遠不変ではなく進歩するものであり人民の「使用物」 その議論は簡潔で抽象的であるが、 人民

4**3**0

主権説・議会主権説がとられ、学習会で討論されていることは注目に値する。

だろう (江村栄一「自由民権運動とその思想」『岩波講座日本歴史』近代2)。 るととになるから、 撰議院の優位性が条文にはっきり規定されることになるであろう。 もし とのような主権論から憲法が構想されるならば、恐らく「国民の権利」が重要視されるであろうし、立法における民 主権論に限定すれば、 国民主権説をとる猪俣・宮田の思想は、 先述した五日市憲法草案では、 五日市案のそれを超えているといってよい 主権は天皇と両院 間に在

## 人民に対する認識の問題

金石がある。 たように民主主義、 県下で展開された民権思想は、 しかし、 とりわけ人権の問題に帰着する。社会・国家を構成している人民をどう見ているか、ことに民権思想の試 との問題にすぐ入るまえに、 全国のそれと同じように、 多様な思想の営みについていくつか事例的にふれておこう。 多様な領域にわたっている。 しかし、民権思想の核は、 先ほどみ

#### 地方自治の主張

の第七七条には、

することによって保障しようという考え方を早くも提起したのが、先にみた五日市憲法草案である。 国会開設を要求する思想と行動は、 地域において地方自治の主張となる。 その地方自治を、 憲法上に規定 同案

ス之ニ干渉妨害ス可ラス其権域ハ国会ト雖トモ之ヲ侵ス可ラサル者トス」と明文化さ れて いる。

もっとも、

との部分の典拠

ナル

カ故ニ必ラ

「府県令ハ特別ノ国法ヲ以テ其綱領ヲ制定セラル可シ府県ノ自治ハ各地ノ風俗習例ニ因ル者

衆の歴史』六)

ヲ妨碍スベカラザル事」であると考えられる。 は に規定し直し、「国民ノ権利」の章に入れている点がユニークである。 東京日 1日新聞 の福地源 郎 「国憲意見」(第四八条) 「府県会ハ特別ノ国法ヲ以テ其綱領ヲ制定セ 福地は、 との条文を「第八章特法」 ちなみに、 に入れているが、 地方自治規定の典型は、 ラルベシ府県ノ自治 五日市案では、 植木枝盛の より厳密 日 ハ之 本

国々憲案」と立志社の「日本憲法見込案」である。

られ け、 らかに町村会が、 ぎのようになる。 対するカンフル的施策であったが、 町村会法の改正と官選戸長管区制の実施による村支配の再編成は、 当時 戸長を区町村会の議長にあて、召集権・議案発議権を独占させ、そのうえ、議会の停止・解散、 行権を認めた。 一区町 もっとも具体的な問題に、 村会規則」も任意裁可制から知事の施行制へと変えられ、 町村における支配方式を確立する要として位置づけられている。 (1) (2) 従来の戸長公選制をやめて官選制を採用し、 それに応じて、 民権運動に対抗した明治政府による、村支配の再編があった。 のちの 区町村会も構成と権限が、全国的に統一され、 「地方自治」 制成立の内在的契機をも示していた。 一区域五百戸を基準として戸長役場を置く戸長管区 制を 設 地方社会に「管民躁激」の風潮が充満しつつあった事態 議員の選挙・ 被選挙資格は地租納入者に限られた。 議定範囲は区町 再編成の要点をまとめれば、 一八八四 |村費にかかわることに限 不成立や審議未了のさ (明治十七) 年の あき つ 区

まり町 とで、 町村に居住する地租納入者としたことは、 村内の公共事項の審議をタテに、 町村会の権限を「区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及其経費ノ支出徴収方法」 村内の有産者 =地主たちのみで構成される会議体に再編成され たことを意味する 町村会が、 町村会が、 住民の統治への反発や協力を拒否する政治の舞台となりつつあっ 町や村をあげての住民行動の拠点となる事態をふせぎ、 に限定し、 (桜庭宏 議員の選挙資格を二十歳以上 「明治国家の民衆支配」『日本民 地 租納入者 た状況のも

判した井田文三『神奈川県治論』なども、

地方自治論の線上に位置づけられるものである(小林孝雄『神奈川の夜明け』)。

なお、そのほかに、

ての権利を基礎に地方自治が認識されていることがわかる。

郡野崎村 とのような動向を、 「官ノ便利」は「人民ノ不便」になると批判、「人ニシテ自主独立アラハ一村モ自主独立アリ」と結んでいる。 (現在 三鷹市)の人、自由党員で県会議員でもある。吉野は、戸長民選を子供も知る常識とし、 吉野泰三「鳴門野史ノ戸長論ヲ読ム」は強く批判している(『三多摩自由民権史料集』上巻)。吉野は北多摩 政府による地域行政区画の度重なる変更を批 政府の広域行政化志 人間とし

思想をふまえた論旨は説得的である反面、 由という観点より、 に学校を借用することに加えた制限を取り消すように要請した建白である。この建白の論理で少し気にかかる点は、 前後するが「明治十五年五月本県々会議員建白」も地方自治をふまえた一行動である。これは、同年一月、 地方税納入者として公共建築物を使う権利があるという観点を前面に出していることである。 人民の平等性に税負担の階層性をもちこむ危険を内包しているといわなければなら 県知事が、 財政共議権 言論 集会 の自

(資料編11近代・現代(1)一二四)。

多彩な論点 県下各地の結社などで語られた民権思想の具体的な内容を示す史料はあまりない。それで、一つの接近方法と して、演題を調べてみることにしよう。事例としてここでは、演説会を主体にした有名な横浜の顕猶社をとり

あげてみる。

る。

八八一(明治十四) 年四月二十四日、 横浜太田町六丁目今村楼で開かれる政談演説会の演題はつぎのよ うに 紹介されてい

市川 口忠五郎 「富国策」 一誰 カ明治 ノ廟堂ニ其人ナキト云フ乎」 星野光多「自由ノ大敵」 青山和三郎「秘密ノ口」 堀谷佐次郎「君主政体ノ利害」 斉藤忠太郎「自由ノ加減」 森澄徳聴 「咄々怪事」 客員、肥塚龍「政府ヲ置クノ基 横田熊三郎 「人間階級論」

432

礎トハ何ゾヤ」同、沼間守一「国民之気象」その他不明(『東京横浜毎日新聞』、 明治十四年四月二十二日付

同年五月八日、 斉藤忠太郎「政党之気象」 同じく今村楼で開かれる演説会の題名は、 青山和三郎 「露国果シテ恐ルベキ乎」 つぎのように紹介されている。 森澄徳聴 「世ニ偽民権党ノ多キヲ嘆ズ」 横田熊三郎

《『東京横浜毎日新聞』、 明治十四年五月八日付 新聞ヲ読テ感アリ」

市川原三郎

「専制政府ノ大敵トハ何ゾヤ」

堀谷佐次郎

「君主政体ノ利害」

青木匡「議院果シテ二局ヲ要スル乎\_

ついで、 翌明治十五年の例をあげてみよう。二月十二日、 横浜鉄橋際の富竹亭での場合はつぎのような演題である。

横地安次」言論ノ保護」 堀谷佐次郎「利息制限法ヲ論ス」 斉藤忠太郎「条約改正論」 客員、浅井幸次郎「紙幣銷還ノ実行如何」 大塚成吉 「誰カ我国ニ真正ノ自由ナシト云フヤ」 同 高梨哲四郎 「勤王論」 矢野祐義「何者カ言論ヲ蛇蝎視ス ほか不明 (『東京横浜毎

ルカ」

『横浜成功名誉鑑』から 日新聞』、 明治十五年二月十二日付

もう一つだけ、同年二月二十五日、 次郎「政治ノ大体ハ輿論ニ出ヅ」 蔭山広生「官民ノ調和ヲ望ム」 内山蘆雪「気慨論」 波多野伝三郎 斉藤忠太郎 客員、 同じ富竹亭での演題を掲げてみよう。 「如何ナル政体ガ目下我国ニ適当ナルカ」 その他(『東 藤野政高「結合論」 (演題前回ノ続キ) 同、 矢野祐義「気運論」 浅井蒼介「我党ノ急務

小林幸

由論 よれば、 月十八日まで、 このような例からわかるように、 経済論、 第一位は政治情勢や政党論などの政治問題 『東京横浜毎日新聞』に記載された演題百五十一 外交論等にわたっている。一八八一(明治十四) 顕猶社員の関心は、 憲法論、 一題を分類した渡辺奨氏に 年五月八日から翌年の六 政治論、 時事問題、 自

演説会場とな

った富竹亭

京横浜毎日新聞』、

明治十五年二月二十五日付

433

(五十五題)、

第二位は法律・経済

の意識をかいま見ることができよう。

言論 その他になる。 動向」『神奈川県史研究』五号)。 ・文明開化などの教養関係 顕猶社の政談演説会の参加者は、 このような多彩な論点から、 (四十題)、 第三位は時事問題 普通四、五百名であった 民主的な立憲制下で、より前進した生活を営むことを願った民衆 (三十題)、 第四位は民権思想 (渡辺奨「自由民権運動高揚期における横浜政治結社 (十九題)、 第五位は外交問題 (四題)

心に、 身の女権のめざめとともに、 教会)で仏人テストヴィド神父に面会、 差別部落の青年山上卓樹に手紙を送り、クリスチャンになるようにすすめた。山上は横浜の八十三番教会 われる、沼謙吉氏談)は、横浜で学校の先生をしながら修道女の世話をするうちに洗礼を受けた。三好は親交のあった八王子在の被 同盟」(一八八一年)の計画とともに、 **う先駆的な研究があるので、** 放運動の先駆け」(『歴史評論』一二五号)、「部落解放運動におけるキリスト教と民権運動 の役 割」(『部落問題研究』 については、大阪事件と関連するので、後述することにしよう。 のような民権家が出てきたことをつけ加えておきたい が試金石となる。 自由民権思想は自由と平等を掲げたのであるから、 宣教師とともに積極的に布教を開始した。 神の前に人間は平等であることを説くこのカトリッ クの教 えに、山上・山口は不当に差別されている部落民を 底辺への視座とは、 その成果を借りることにする。 一般化するにはとうていいたらなかったが、 全国的にも早い事例である。一八七六(明治九)年、元八王子出身の三好萬蔵 女性認識・部落認識であり、 ほどなく洗礼を受け た。受洗した山上は、一八七七年五月から故郷の被差別部落を中 との地域の著名人山口重兵衛の入信も大きな力になったようである (『八王子 最底辺に置かれてもっとも抑圧された層に、 (色川大吉『増補明治精神史』、本巻第三編三章三節参照)。 沼氏によって明らかにされた運動は、 当時県下の部落認識の問題については、 対外的には朝鮮認識である。 男性の側にも対等な人間として女性をみる平野友輔 女性の問題については女性自 どのような視座を持ったか 福岡県を中心とする「復権 (現在 沼謙吉氏の また、 山手カトリッ 朝鮮認識 (箭蔵と思 「部落解 とい

又ハ哄笑ヲ以テ之レニ酬ヒ聊カ 躊躇逡巡ス ル所ロナ ク邁進遂ニ明治十一年ニ於テ会堂(後焼失シタリ)ヲ設ケ大司教ヲ迎 に命じて活動家を譴責させたりして妨害し、集会に警官を出席させて圧力を加えたという。 ンニ開堂ノ式ヲ行ヒタル如クナレバ部落及ビ他方ニ多数ノ信者ヲ出シ」た。 解放するための思想を見出したであろうことは想像するに難しくない。 山上の父ら四名が入信した。 廃社に追いこまれたほどであった。 卓樹が残した『漫草録』によれば、 山上・山口についで、 信者の拡大を恐れて、 信者数は八十名をこえたと推定されており、 しかし、 その部落の有力者である山口の 県庁は吏員を出張させたり大区 彼等は、「其圧迫ニ抗シ 同 地

七月十日)もそのような実状を認め、文明開化の立場から不十分ながら事態の解決を命じているが、早急に改善されなかった。 かわらず部落差別に基づく教育差別が存在したからである。 童が(そして夜は青壮年が)公立の学校ではない天主堂「学校」へ通学したの は、 とこに見える「会堂」とは聖嗎利亜教会 (天主堂) 天主堂「学校」の設置は、 のことであり、 本県の「達」(一八七六年十二月二十八日)や「示達」(一八七七年 落成後、 そのような現実に抗議し、 天主堂「学校」が開設された。 一八七一年の太政官布告や翌年の学制にもか 被差別部落の人びとが自ら 被差別部落の 児



ちあがっ

た運動であった

(川村善)

郎

「明治の教育と部落差別」『画報日本近代の歴史』 文化の水準を高めるために自主的にた

の手で奪われた教育の権利をとりもどし、

ず、

3付録)。

いえば、 さらにこの部落の人びとは、キリスト教が約束する精神界の平等にあきた 地上に平等を実現しようとし、 彼はそのころ慶応義塾とならび称された中村敬宇の同人社で学業を修め それを自由民権運動に求めた。 山上につい

435

武館をもうけて民権運動を展開した。

たこともまた容易に想像される。一八八二 た知識 人でもあっ た。 ミルの 『自由之理』・スマイルスの (明治十五) 年、 『西国立志篇』 自由党に入党した山上卓樹・山口重兵衛ら四人が中心となり、 を訳した中村の もとで、 山上が自 由 民権思 想にふれ

### 人民認識の問題性

自由民権運動が底辺の視座を持ちえたとともに、 とも事実である。 民権運動の敗退がその政治的理由になるが、きびしくいえばその思想にも問題があ それが先進的な部分に止まり萌芽的状態に終わっ たと

理念は、 は は人民認識の不十分さが、対外認識に投影されたものと考えられる。 があるという当時の議論は、 いても たと見なければならない。つまり、 前述したように南多摩自由党は、 とのような人民認識の不徹底が、 本県に固有のものではなく、 努力した者、一応努力したが問題のある者、 天賦人権論と社会進化論的文明認識との矛盾を深刻につかみえなかったという当時の思想界の制約もあるが、 現実の経済情勢の悪化のなかで引き裂かれたといえよう。 「婦女」に選挙権のない男子普選であり、 わかり易く説得的である反面、 全国的に民権思想が担った問題性でもあったのである。 武相困民党を前にして、 民権思想における人民認識が不十分であった点に究極の原因があると考えられる。 底辺への視座を不透明にしたのである。 敵対した者、に分裂した(資料編13近代・現代3四○、 被選挙権には財産と学識の制限が付されている。 財産を持つ者の民主主義に限定されていく危険を常に内包して なす術を知らなかった。そとで自由党員は、 当時、 もっとも、 全国的に見て少しも遜色がない五日市憲法草案に 後述する県下の大阪事件参加 県下の民権思想がもったこのような問題性 税を納める者は、 四五)。抽象的な平等 負債主より信用され 者の朝鮮認識に 根本的 発言権

# 第五節 松方デフレと県下の情況

## 一 松方財政と地域の状況

不況にあえぐ農村 十四年政変で、大隈に代って大蔵卿の地位についた松方正義は、長年の懸案であった通貨の安定と財政

そのため諸物価は一八八二(明治十五)年以降急激に下落し、金融は逼迫し、一八八四 整理を至上の課題として、急激な緊縮 (デフレ) 政策を推進した。 (明治十七)年は日本の近代史上でも稀

な不況の年となった。

ずか三、四年の間に半値以下に下落し、また繭や生糸についても十五年の横浜相場の暴落以来値下りしたままである(第二十 いま物価の値下り状況を、 当時の代表的な農産物である米麦と蚕糸についてみると、米麦は一八八一(明治十四) 年以降わ

表参照)

三年時の三、四割に暴落しており、事態は一段と深刻であることを示している。 さらにこれらの農産物価格の変動を、 農民側が生産点で算出した資料でみると第二十二表のようになり、 米麦、 生糸とも十

以テ貢租ニ充テ、他ノ一半ヲ食料トナシ、 テ其生活ヲ営ム」(「租税軽減哀願書」資料編11近代・現代⑴|一七七) といらのが、農家経済の一般的形態であったが、これは神奈 ところでこれらの農産物は、 当時の神奈川の農村における最も主要な物産であった。 而シテ日常必需ノ物品ヲ購買スルノ資ニ至リテハ、余之ヲ桑蚕ノ所得ニ取リテ辛ジ たとえば愛甲郡では、「米麦ノ一半ヲ

437

第21表	神奈川県物産相場変動表				
	<b>米</b> (石)	麦 (石)	生 糸 (八王子提糸)		
明治 年	円	円	(9貫匁)円		
13	10. 49	4. 71	373. 27		
14	11. 17	4. 10	441. 89		
15	9. 26	2. 54	355. 88		
16	6. 52	1. 92	278. 63		
17	5. 40	1. 97			
	明治 年 13 14 15 16	場所 年 円   13 10.49   14 11.17   15 9.26   16 6.52	米 麦   明治年 円 円   13 10.49 4.71   14 11.17 4.10   15 9.26 2.54   16 6.52 1.92		

色川大吉氏「明治前期の多摩地方調査 と民権運動研究ノート」『東 京 経済大 人文自然科学論集』から

第22表 生産点における農産物価格の変動 明治13年 15年 1円当り 18匁 34丁23匁 生糸 動率 100 40 7升5合 1円当り 20升 玄米 動率 100 37.5 1. 4斗 4斗 1円当り 麦類 100 35

武相困民党の「哀願書」資料編13近代・ 現代(3)から作成

てはこれまでの地租割部分の課税限度 監獄費、 府県庁舎建築修繕費などを地方財 地 租

のである。

しかし、

という率に固定したままであったが、

:奈川県は、

従来から地租に対する不満が強かった。

との地租の重圧について、大住

・淘綾郡の戸長らの連名による「地租延納上

(第

の五分の一から三分の一

に引き上げたらえ、

を改正して地方税の増徴を図っ

(注)

に移管して住民負担をつよめた。とのような十五年以降の相次ぐ増税政策が、 農民にとって何と言っても最大の負担は地租であった。 地租改正によって地租額が旧貢租とくらべて重く、 農産物の激しい値下りの中での地租率の固定化は、 それまで国庫負担であった土木費、 た。 とくに畑作地帯は旧 地方税につい 地租は一八七七 (注) 不況と重なって住民に一層の重圧感をあたえた 府は一八八二 (明治十五) 六一~七〇号を発して、 大も不況期にはきびしいものがあっ 川県下の農村の平均的な姿でもあっ つ 農産物に大打撃を与え、 |ヲ失ヒタルト た 諸物価の低落に加えて、 七年不況は、 i 貢租 (明治十) の約三倍に増徴されたため 実質的な増税を意味した。 年の 般 まさに農家経済を支える主要 改 ノ思ヒ」をさせることにな 、正以来、 酒 農家の「歳入ノ三分ノ 年十二月、太政官布: 公租公課の負担 煙草などの大増 地価の二分五厘 た。 その上 明 十三 の増 治

跳梁と収奪 高利貸資本の 地でさかんに行われることになる。

さて、

なつつま **地大川川の北工地和主** 

5	お23次 作示川県の以上地租衣								
	改正反別	地	租	旧	反	別	旧	地	租
	町 259, 667	905	円 , 249	1	13,	町 423	83	34, 2	円 260

「地租改正報告書」『明治前期財政経済史料集成』第

7巻から作成

地租徴収期限

の問題も不況期には重大問題となった。

改正のたびに納税 との徴収期限

は

過去三回改正されたが、それまで六期に分かれた徴収区分を四期に短縮するなど、 申 さら 書 コト無之」。これでは「農民ニ取ツテハ恰モ凶歳ト同一」であると(資料編11近代・現代⑴一七六)。 K |二斗ヲ要セサルヲ得ズ……是即チ昨米拾石ノ収獲アリタルモノ今年減ジテ五石ノ収穫ヲ得タル はとう訴えている。 地 地 租 租 金五円ヲ納ムルモノアヲン。 の徴収に関連して、

昨年ニ於テハ凡米六斗内外ヲ以之ニ充足致シ候ヲ今年ニ至リテハ米壱石

ト毫モ異ナル

日 に不利となった。 から十二月十五日に置かれたため、「未ダ田方ノ収穫ヲ以テ金ニ ととに、 第三期の納入期限が、 年内の十一月

代フベカラザルノ時期ニ属スル」ため、 |期ノ貢納ヲ弁済スルニ 耐フベキ者ハ殆ンド百中ノニ、 との不景気の中で「真 三ニ過ギ

べ。 資料編13近代・現代(3五三)という状況であった。 而シテ他ハ 十七年には地租軽減運動と並んで、 悉ク負債ヲ以テ此ノ義務ヲ果サベルヲ得サラン」(「上元老院議長建白書草 地租の延納 (納入期限延期) の

八八一年~八三年という不況下の金融難を背景にして設立されたもので、 似会社」と呼ばれる高利貸資本であった。 以上のような農村の困窮につけこんで出現し とれらの 銀行会社は、 た の が 苛酷な高 「銀 ほぼ 行類



地租延納が綴られた「上申録」

伊勢原市役所蔵

第24表 主な銀行類似会社					
会 社 名	本店所在地	創立年月	株金 (円)		
東海貯蓄銀行	青 梅 町	15年 5月	100,000		
八王子銀行	八王子町	14. 5	300, 000		
旭 銀 行	"	15. 1	30, 000		
武 相 銀 行	"	15. 7	45, 100		
武蔵野銀行	"	14. 5	130,000		
日野銀行	日 野	16. 2	24,000		
江 陽 銀 行	大住郡馬入村	15. 7	44,000		
共 伸 社	同郡曽屋村	14. 3	150,000		
積 小 社	小 田 原	8. 6	150,000		

『神奈川県統計書』 から作成

どい高利貸付で農村地帯を跳梁 したのである。しかも会社の営業規模は大きく、八王 子銀行を例にとると、その営業圏は武州南多摩、都筑郡のほかに相州の高座、 増幅した。 する金融の緩慢期には、 利をむさぼる典型的な高利貸資本であった。 もともと神奈川県では、 農村の商品経済化も急激であった。 銀行類似会社はちょうど、この景気の下降期に出現し(第二十四表参照) 養蚕農家の資金需要がさかんで、これが逆に不況期の負債を 開港以来生糸輸出のブームにのって、 とくに、 一八八〇(明治十三)年をピークと

隆吉は、 その復命書の中でこう述べている。

巡察使として神奈川県に派遣 され た元老院議官関口

明治政府の高官も嘆くほどの

「峻酷」さであ

った。 一八八三 (明治十六) 年、

イプの高利貸資本であった。

さて、

との時期の銀行会社の債法は、

生活資金の金貸しを営む在来型の農村金融とは質を異にする、

津久井の各郡に及んでいた。

その意味ではこの銀行会社は、

主として一村内で小口の 原蓄期特有の新しいタ

愛甲、

あく

銀行類似会社中誠実ニ業務ニ従事スル者尠トセス雖モ往々高利ヲ貪リ、 期限ニ至レハ峻酷ニ其返弁ヲ督責シ、毫モ仮ス所ナク義務者延期ヲ請フモ奇貨トシ、 毎月縛天利ト唱ヒ、 最初悉ク期限内ノ利子ヲ引去リ、 証書ヲ書キ換エ更ニ期 且別々ニ不当

細民ノ之カ為ニ窮淵ニ陥ルモノ少カラス、為メニ身代限ノ処分ヲ受クル者尤多シト云フ(資料編

限内ノ利子及手数料ヲ出サシムル者アリ、

ノ手数料ヲ取リテ貸金ヲ為シ、

11近代・現代(1)一〇三)

440

養蚕業が急速に発達